［削る］

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

［削る］

三　中期目標の概要

［削る］

［削る］

［削る］

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

［削る］

［削る］

五　中期計画及び年度計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　機構に関する基礎的な情報

［削る］

（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）

第十条の四　経済産業大臣は、機構が承継するたな卸資産について当該資産から生ずる費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該たな卸資産を指定することができる。

2　前項の指定を受けたたな卸資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第十一条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

備考　表中の［　］は注記である。

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

［新設］

（財務諸表）

第十一条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（対応する収益の獲得が予定されない承継資産に係る特例）

第二条　独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の成立の際、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により機構に出資されたものとされるたな卸資産のうち消耗品については、第十条の四第一項の指定を受けたものとみなす。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　この省令による改正後の独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十一条及び第十二条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この条において同じ。）及び事業報告書（同条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この条において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。